

平成 29 年 2 月 3 日  
国 土 交 通 省

## 指 示 事 項

2月3日に、シートリング製品で不正の報告があったことを受け、以下の点について指示する。

1. 不正の範囲、内容について早急に明らかにするとともに国土交通省に対し報告すること。
2. 製品の取引先等に対し情報提供を行うなど所要の対応を行うこと。
3. 判明した事実関係について、速やかに公表を行うこと。
4. 判明した事実関係を踏まえ、原因究明・再発防止対策を実施すること。

以上